

## 準備金制度に関する改正

準備金制度について、次の改正が行われました。

| 改正事項  | 改正の内容  | 適用時期等   |
|---|--|---|
| (1) 海外投資等損失準備金（措法55、68の43、措令32の2、旧措法55、旧措令32の2、改正法附則41、50）      | <p>資源開発事業法人が行うことができる事業から飼料用穀物の栽培等の事業が除かれました。</p> <p>資源探鉱事業法人が行うことができる事業から木材に係る育苗等の事業が除かれました。</p> <p>適用期限が平成18年3月31日まで2年延長されました。</p>  | <p>平16.4.1以後に取得する特定株式等について適用され、同日前に取得した特定株式等については、従来どおり適用されます。</p> <p style="text-align: center;">-</p>   |
| (2) 金属鉱業等鉱害防止準備金（措法55の5、68の44）                                  | <p>適用期限が平成18年3月31日まで2年延長されました。</p>   | -   |
| (3) 特定災害防止準備金（措法55の7、68の46、改正法附則1）                              | <p>特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の適用期限が平成18年3月31日まで2年延長されました。</p> <p>環境事業団の独立行政法人への移行に伴い、所要の整備が行われました。</p>   | <p style="text-align: center;">-</p> <p>平16.4.1から施行されます。</p>  |
| (4) 特定都市鉄道整備準備金（措法56、68の47、旧措法56、改正法附則37、41、50）                 | <p>積立限度額の計算の基礎となる累積限度額が工事費総額の10分の4（改正前は2分の1）に引き下げられました。</p> <p>平成17年9月30日までに認定を受けた特定都市鉄道整備事業計画に記載された期間内の日を含む各事業年度が適用事業年度（改正前の適用期限は平成16年3月31日までに開始する事業年度）とされました。</p>  | <p>平16.4.1以後に開始する事業年度分等の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分等の法人税については、従来どおり適用されます。ただし、平16.4.1前に認定を受けた特定都市鉄道整備事業計画に係るものについては、従来どおり適用されます。</p> <p style="text-align: center;">-</p> |
| (5) ガス熱量変更準備金（措法56の3、68の49、措規21の8、22の50、改正措規附則14、19）            | <p>適用対象法人から除かれる大規模な事業者の範囲が、その法人のガスの供給区域内におけるガスメーターの取付数が50万個（改正前は100万個）を超えるものとされました。</p> <p>適用期限が平成18年3月31日まで2年延長されました。</p>   | <p>平16.4.1以後に開始する事業年度分等の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分等の法人税については、従来どおり適用されます。</p> <p style="text-align: center;">-</p>   |
| (6) 保険会社等の異常危険準備金（措法57の5、68の55、措令33の5、五の二・、39の83、五の二・、改正措令附則19） | <p>○ 準備金の積立での対象となる共済の範囲に、建物又は動産について生じた火災等及び風水害、雪害、地震その他の天災による損害を共済事故とする共済（積立率2.5%、異常災害損失率50%、洗替保証限度率40%）が追加されました。</p> <p>○ 次の特例の適用期限が平成19年3月31日まで3年延長されました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火災共済協同組合等の火災共済に係る準備金の積立率の特例（2.5%を5%とする特例）</li> <li>・ 損害保険会社の火災保険等に係る準備金の積立率の特例（2%を3%とする特例）</li> </ul> | <p>平16.4.1以後に開始する事業年度分等の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分等の法人税については、従来どおり適用されます。</p> <p style="text-align: center;">-</p>   |
| (7) 探鉱準備金又は海外探鉱準備金（措法58、68の61）                                  | <p>適用期限が平成19年3月31日まで3年延長されました。</p>   | -   |